

○赤磐市建設工事等電子入札実施要綱

平成23年11月9日

告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が岡山県電子入札共同利用システム（岡山県及び県内の市町村等で構成する岡山県電子入札共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）が設置するシステムをいう。）を利用して行う入札及び見積書の徴収を実施するにあたり、法令及び協議会が定める岡山県電子入札共同利用システム利用規約（以下「システム利用規約」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札等の事務手続をコンピュータとインターネットを利用して処理するシステムをいう。
- (2) 電子案件 電子入札システムを使用して入開札手続を行う案件をいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用した入開札手続をいう。
- (4) 書面入札 電子案件において、電子入札システムを使用しないで行う入開札手続をいう。
- (5) 利用登録者 電子入札システムを利用するために、ICカードによりあらかじめ電子入札システムに利用者として登録されている者をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(電子入札の原則)

第3条 電子入札の対象は、競争入札により市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事及び次に掲げる業務（以下「対象工事等」という。）のうち市長が電子入札によることが適当と認めたものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める業務

2 利用登録者が電子案件に参加するときは、電子入札をしなければならない。

3 電子案件に参加できる者は、利用登録者に限るものとする。

4 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が電子入札システムで利用することができるICカードは、赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱（平成17年赤磐市告示第92号）に基づき入札参加資格を有するとされた者の代表者（入札の参加について権限を委任された者があるときは、当該委任された者とする。以下同じ。）と同一名義のものに限るものとする。

（書類の提出等）

第4条 入札参加申請書や内訳書等、入札参加者が当該電子入札のために提出すべき書類の提出は、ICカードを使用して、電子入札システムにより行う。ただし、次の場合は契約担当者の承諾を得た上で持参により提出することができる。

（1） ファイルのデータ容量が10メガバイトを超えるもの

（2） コンピュータウィルスに感染したおそれがあるもの

（3） その他、契約担当者が必要と認めたもの

2 電子入札システムにより書類を提出する場合、押印を省略することができる。

3 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

4 入札参加者は、市長から書面による資料等の提出を求められたときは、入札の公告で指定した日時までにこれを提出しなければならない。

（案件登録）

第5条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、あらかじめ、電子入札システムにより電子入札に必要な事項の登録を行うものとする。

2 一般競争入札により建設工事の電子入札を実施する場合においては、赤磐市建設工事執行規則（平成17年赤磐市規則第204号）第12条の規定による入札の公告に併せて前項の登録を行うものとする。

（指名の通知）

第6条 指名競争入札により電子入札を実施する場合は、電子入札システムにより、入札参加者の指名等及び入札日時その他入札について必要な事項の通知を行うものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第7条 対象工事等に係る設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書」という。）は、公告に定める期間中、協議会が設置する入札情報公開システムに掲載して閲覧に供するものとする。

2 設計図書の内容についての質問は、指定された提出期限、提出方法及び提出先により受け付けるものとし、質問に対する回答は協議会が設置する入札情報公開システムに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札参加表明)

第8条 一般競争入札の入札参加者は、対象工事等に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、設計図書を取得した後、指定された期間内に電子入札システムへの登録により電子入札に参加する旨の意思表示を行わなければならない。

(入札書等の提出)

第9条 入札参加者は、第5条第1項の規定により電子入札システムに登録された対象工事等の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムへ入札金額その他の必要事項（以下「入札金額等」という。）の登録を行うことにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札金額等の登録に併せて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。

3 提出した入札書の訂正、引換え及び撤回は認めない。

(共同企業体の特例)

第10条 対象工事等が赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱（平成28年赤磐市告示第54号）の適用を受ける場合において、共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする者は、第7条から第9条及び第11条に規定する手続を共同企業体の代表者のICカードを使用して行わなければならない。

2 共同企業体を結成して一般競争入札により実施する電子入札に参加しようとする場合において、入札参加表明後、当該共同企業体の構成員の一部が入札参加資格を喪失したときは、当該構成員以外の構成員は、入札参加表明締切日時までの間に限り、入札参加資格要件を満たす他の構成員を補充し、新たに共同企業体を結成した上で、電子入札に参加することができるものとする。

3 前項の規定により共同企業体の構成員を変更する場合において、入札参加資格を喪失した構成員が当該共同企業体の代表者であった場合は、新たに結成した共同企業体の代表者のICカードを使用して第7条及び第8条に規定する手続を行わなければならない。

4 共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする場合においては、第9条第1項に規定する入札金額等の登録に併せて、共同企業体名を登録しなければならない。

(電子入札の辞退)

第11条 第6条の規定により指名の通知を受けた者及び第8条による登録を行った者が電子入札を辞退しようとするときは、電子入札システムへの登録により届け出なければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、開札執行日時までに市長の承諾を得て書面により届け出ることができる。

2 入札書提出後の電子入札の辞退は認めない。ただし、入札参加者からの申出により市長が特

に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書の規定により電子入札の辞退を認めたときは、当該入札参加者が提出した入札書を無効とする。

(開札)

第12条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、当該電子入札に参加した者のうち立会いを希望する者を立ち会わせて電子入札システムにより執行するものとする。立会いを希望する者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- 2 開札の立会者は、入札した者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

- 3 開札を延期する場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

- 4 開札を中止する場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

(同一価格での入札者が2人以上ある場合の順位の決定方法)

第13条 開札の結果、同一価格で入札した者が2人以上あるときは、第9条第2項の規定により入力した任意の3桁の数字を利用した電子くじにより順位を決定するものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 入札方法に違反して行われた入札
 - (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
 - (4) 第3条、第4条、第8条又は第10条に規定する手続を経ずに電子入札に参加した者がした入札
 - (5) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
 - (6) 入札書に必要事項が記載されていない入札
 - (7) 電子入札システムにより認定認証事業者が発効したICカードを有していない者がした入札
 - (8) 第17条に定める書面入札参加承認を得ていない者がした書面入札
 - (9) 明らかに不正によると認められる入札
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- 2 電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用が判明した場合は、当該電子案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結

前であれば契約締結を行わないものとする。契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。なお、電子入札者がICカードを不正に使用した場合には、指名除外等を行うことがある。

（落札者決定の保留）

第15条 開札の結果、低入札調査基準価格を下回る価格による入札があった場合又は最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格以上かつ予定価格以下の金額での応札があった場合、入札参加資格者の審査又はその他の理由により落札者の決定を保留する必要がある場合には、市長は、入札した者に対して落札者の決定を保留した旨を電子入札システムを利用して送信する電子メールにより通知する。

（入札結果の通知）

第16条 市長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、入札した者に対し入札結果を通知するものとする。

（書面入札への変更）

第17条 第3条第2項にかかわらず、次に掲げる場合には、入札参加申請受付締切予定日時までに、又は入札書受付締切予定日時の1時間前までに、書面入札参加承認申請書（別記様式）により契約担当者の承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続について、書面により参加することができるものとする。

（1） 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再取得の手続を行っている場合に限る。

（2） 破損、盗難等のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカード再発行手続を行っている場合に限る。

（3） プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合。ただし、障害の証明書等が発行される場合に限る。

（4） その他やむを得ない事由があると認められる場合。ただし、ICカードの有効期限切れに伴う失効等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。

2 当初から書面参加をし、又は途中から書面参加に変更した者については、当該電子案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

（責任範囲等）

第18条 電子入札への参加に必要な手続を行う場合は、入札参加者が送信した当該手続に関する情報が電子入札システムに登録された時点で提出されたものとみなす。

2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能及び電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者は時間的な余裕を持って手続を行わなければならないものとする。

3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

(システムの障害等における対応)

第19条 市長は、電子入札システム又は本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）の障害等（以下「システム障害等」という。）により電子入札の実施が不可能と判断した場合は、電子入札を延期し、若しくは中止し、又は電子入札以外の入札に変更することができるものとする。この場合において、市長は、入札参加者に対し必要な事項を通知するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、電子入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により電子入札の中止又は取消しをした場合は、入札参加者の提出した対象工事等に係る入札書等を無効とすることができる。

4 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札参加資格確認申請書や入札書等を作成又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。なお、提出された入札参加資格確認申請書や入札書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、契約担当者は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(準用)

第20条 電子入札システムを利用して行う随意契約に係る手続等については、競争入札に係る電子入札に準じて行うものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年5月7日告示第47号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年11月13日告示第104号）

この告示は、平成24年12月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成28年5月2日告示第54号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第25号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日告示第28号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月25日告示第15号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。